

UQ 通信サービス契約約款

【現行】	【改正】
<p>(電話番号その他の情報の登録等) 第 23 条の 6 当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。</p> <p>(ユニバーサルサービス料の支払義務) 第 42 条の 4 UQ 契約者は、料金月の末日が経過した時点でUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 7 (ユニバーサルサービス料) に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。 2 UQ 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。</p> <p>(電話リレーサービス料の支払義務) 第 42 条の 5 UQ 契約者は、料金月の末日が経過した時点でUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 8 (電話リレーサービス料) に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。 2 UQ 契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。</p>	<p>(電話番号その他の情報の登録等) 第 23 条の 6 当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。 <u>2 当社は、その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)の場合であって、その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものでないときは、前項に基づき登録する電話番号は、電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号。)別表第 3 号に定める電気通信番号(以下「M2M等専用番号」といいます。)とします。</u></p> <p>(ユニバーサルサービス料の支払義務) 第 42 条の 4 UQ 契約者は、料金月の末日が経過した時点でUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 7 (ユニバーサルサービス料) に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。 2 UQ 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。 <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、そのUQ通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。</u></p> <p>(電話リレーサービス料の支払義務) 第 42 条の 5 UQ 契約者は、料金月の末日が経過した時点でUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 8 (電話リレーサービス料) に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。 2 UQ 契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。 <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、そのUQ通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、電話リレーサービス料の支払いを要しません。</u></p>

附 則 (21-UQ 事企第 042 号)

(実施時期)

1 この改定規定 (別紙に係るものを含みます。)は、令和4年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。